

富山大学附属病院臨床倫理委員会内規

平成30年11月21日制定
令和2年11月18日改正
令和3年6月16日改正
令和5年3月29日改正
令和5年4月19日改正

(趣旨)

第1条 この内規は、富山大学附属病院（以下「本院」という。）で行われる医療行為が倫理的配慮のもとに行われ、患者の人権及び生命尊厳の擁護に寄与することを目的として設置する富山大学附属病院臨床倫理委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(任務)

第2条 委員会は、病院長からの諮問を受け、本院における臨床倫理に関する次の事項について審査を行う。

(1) 診療における倫理的問題に関すること。

- ① 診療における患者の人権又はプライバシーの保護に関すること。
- ② 患者の宗教上の理由による治療拒否に関すること。
- ③ 終末期医療及び緩和医療に関すること。
- ④ 職業倫理に関すること。
- ⑤ その他診療における倫理的問題に関すること。

(2) 倫理的検討を必要とする医療行為

- ① 未承認・禁忌・適応外の医薬品等を用いた医療の提供
- ② 未承認・適応外の医療技術等を用いた医療の提供
- ③ 未承認・適応外の医療機器等を用いた医療の提供

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。ただし、審査の対象となる診療科、中央診療施設、特殊診療施設及び病棟等（以下「診療科等」という。）に所属する委員は審査に加わらない。

- (1) 病院長が指名する副病院長又は病院長補佐 1人
- (2) 診療科長又は中央診療施設・特殊診療施設の部長又は副部長 2人
- (3) 医療安全管理部長又は副部長 1人
- (4) 看護部長又は副看護部長 1人
- (5) 薬剤師 1人
- (6) 杉谷地区事務部長又は次長 1人
- (7) その他委員長が必要と認めた者

2 第1項第2号から第7号の委員は、病院長が指名し委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第2号から第7号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号に規定する委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 議長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代行する。

(審査の申請及び手続等)

第6条 診療科等において第2条第1号に掲げる事項に該当する問題が生じ、当該診療科等での解決が困難な場合、当該診療科等の責任者は、別に定める申請書を病院長に提出しなければならない。

2 診療科等において、第2条第2号に掲げる事項に該当する審査を受けようとするときは、当該診療科等の責任者は、別に定める申請書に関係書類を添え、病院長に提出しなければならない。

3 病院長は、前2項に規定する申請書の提出があったときは委員会に諮問する。

(議事)

第7条 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の3分の2以上をもって決する。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(緊急審査)

第9条 委員長は、患者が生命の危機状態に陥る可能性がある等緊急に審査を行う必要がある場合には、第7条第1項の規定に関わらず、第3条第1項第1号から第4号までの委員のうち3名以上による緊急審査を行うことができる。

2 前項の緊急審査を行った委員は、当該審査の結果について、委員会に報告する。

(審査結果通知及び実施報告)

第10条 委員会は、第6条の諮問に係る審査結果を、書面により病院長に答申する。

2 病院長は、前項の答申に基づき、当該診療科等の責任者に審査結果を通知する。

3 前項の通知を受けた診療科等の責任者は、当該通知に基づき実施した事項について、速やかに病院長に報告しなければならない。

(臨床倫理コンサルテーションチーム)

第11条 委員会に、第2条第1号に掲げる事項に該当する問題に迅速に対応するため、臨床倫理コンサルテーションチームを置く。

2 委員長は、臨床倫理コンサルテーションチームに、第2条第1号に掲げる事項に該

当する問題に係る診療科等からの相談に対して助言等を行わせることができる。

3 臨床倫理コンサルテーションチームに関し必要な事項は、別に定める。

(守秘義務)

第 12 条 委員は、職務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務)

第 13 条 委員会の事務は、経営管理課において処理する。

(雑則)

第 14 条 この内規に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この内規は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

2 この内規施行後、最初に委嘱される第 3 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで、第 6 号、第 7 号及び第 9 号の委員の任期は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 33 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この内規は、令和 2 年 11 月 18 日から施行する。

附 則

この内規は、令和 3 年 6 月 16 日から施行し、令和 3 年 6 月 1 日から適用する。

附 則

この内規は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、令和 5 年 4 月 19 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。